## 〇大洲市・内子町における消防相互応援協定書

(協定の目的)

- 第1条 この協定は、大規模災害発生に際し、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の 規定に基づき、大洲市・内子町における市町の消防相互応援について定めるものとする。
  - (応援要請の手続)
- 第2条 応援要請は、当該市町長または消防長(以下「市町長」という。)から応援を求める市町長 に対し、電話その他の方法により、つぎの事項を明らかにして要請するものとする。
  - (1) 被害の状況
  - (2) 応援を要する人員・車両・機械器具等の数量
  - (3) 応援を要する場所および応援隊到着場所・日時
  - (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

- 第3条 応援要請を受けた市町(以下「応援市町」という。)の長はすみやかに応援隊を派遣するものとする。ただし、状況により応援隊員を減じ、または派遣しないことができる。
- 2 応援市町は、応援隊を派遣するときは、その出発時刻、人員・機械・員数・到着予定時刻等を派遣しないときは、その事由を当該市町長に通報するものとする。
  - (応援隊の指揮)
- 第4条 応援隊は、応援を要請した市町(以下「受援市町」という。)の消防団長の所轄の下に行動するものとし、大綱の指揮は、消防長がとるものとする。

(応援に要した費用の負担)

- 第5条 応援に要した費用は、つぎの方法によって処理するものとする。
  - (1) 応援に要した応援隊員の出動手当および被服の損料ならびに機械器具の小破損の修理費は、 応援市町の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、関係当事者が協議して負担者を定めることができる。
  - (2) 受援市町において使用した建築物、工作物または土地に対する補償ならびに使用消火薬剤は、 受援市町の負担とする。
  - (3) 応援が長時間にわたり食糧の支給および燃料の補給を必要とするときは、これに伴う費用は受援市町の負担とする。
  - (4) 前各号に定めるもののほか、応援隊員の死傷にかかる災害補償および機械器具の大破損の修繕費等重要な事項については、その都度関係当事者間において協議のうえ決定するものとする。 ただし、応援隊が交通事故等を発生し、これが重大な過失に基づくときの補償は応援市町の負担とする。

附則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成17年9月1日から施行する。
  - この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。
- 2 「大洲市・喜多郡内における消防相互応援協定書」(昭和55年11月1日施行)は廃止する。

平成17年9月1日

大洲市長

内子町長